

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 平成19年度より国から地方への税源移譲等が行われることに伴い、障害児施設支援等に係る利用者負担額の軽減措置に変動が生じないよう、児童福祉法施行令の一部が改正された。
- (2) (1)に伴い、障害児施設給付費の支給等に係る申請書の様式を改める。

2 規則の概要

- (1) 次の申請書の様式について、所要の規定の整備を行う。
 - ア 障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費支給申請書（障害児施設給付費利用者負担額減額・免除等申請書）
 - イ 障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更申請書
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とするイを除き、平成19年7月1日とする。
 - イ (1)の様式を使用して行う手続は、施行日前においても行うことができる。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

国から地方への税源移譲に伴い、障害児施設の利用者負担の軽減措置の基準となる市町村民税所得割の税率が変更されたことにかんがみ、軽減措置の対象範囲が変わることがないように、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園において通所の利用の場合の食事の提供に係る減額の対象を市町村民税所得割額が16万円未満（現行 10万円未満）の世帯とする。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年7月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。